

1. 学校での生活について

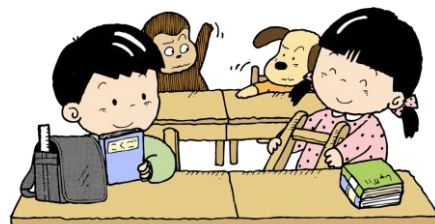
(1) 登下校

- ・ 登校班別に一列で登校し、8時ごろに着くようにする。
- ・ 最終下校時刻は、4時30分（11月～3月は4時15分）。
- ・ 交通のきまりを守り、決まった道を通って下校する。
- ・ 登下校の時は、安全帽子・反射たすきを着用する。
- ・ バスの中ではマナーを守る。



(2) 生活

- ・ 登校したら体操服に着替える。
- ・ 登校した後は、先生の許しのないかぎり校外に出ない。
- ・ 持ち物には、きちんと名前を付ける。
- ・ 廊下は、右側を静かに歩き、走ったり、遊んだりしない。
- ・ 学習に不必要なものは、学校に持ってこない。
- ・ 不必要なお金は、学校に持ってこない。
- ・ 勉強時間以外で特別教室を使うときは先生の許しを得る。
- ・ 夜9時から、翌朝7時までは、インターネットにつながる機器の使用はやめる。



（ゲーム機、パソコン、携帯電話、スマートフォン、ipad 等）

2. 標準服などについて

(1) 標準服（夏季 6月～9月 冬季 10月～5月）

- ・ 5月、10月の服装は、天候や体調により自分で調節する。

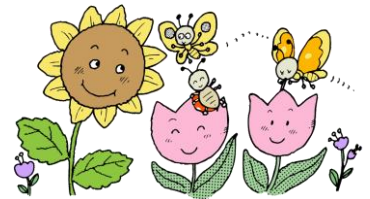
性別	季節	標準服
だんし 男子	夏季	紺（黒）の半ズボン・白の襟付き半そでシャツ
	冬季	紺（黒）の上着と半（長）ズボン・白の襟付きシャツ
じよし 女子	夏季	紺のひだスカート・白の襟付き半そでシャツ
	冬季	紺の上着とひだスカート・白の襟付きシャツ

- ### (2) 靴下
- ・ 白または黒、紺を基調としたもので、デザインは、華美にならないワンポイント程度とする。
 - ・ 儀式時には、原則として白い靴下をはく。

- (3) 上履き ・1年を通してズックをはく。運動に適した白を基調としたものとする。
- (4) 体操服 ・男女とも、学校の指定したものを着用する。
- (5) 防寒着 ・冬季の登下校時には、防寒のためにオーバーや長ズボンを着用してよい。

3. 校外のくらしについて

- ・ あいことば「いか・の・お・す・し」⇒(いかない、のらない、おおきなこえをだす、すぐにげる、しらせる)
- ・ 遊びに行くときは、家の人に「どこへ」「だれと」「いつまでにかえるか」を言うてから出かける。
- ・ 4月～10月は夕方6時、11月～3月は5時には家に帰っているようにする。
- ・ 危ない遊び(火遊び、道路での遊び、空き地や工事現場などへの出入り)はしない。
- ・ BB弾、エアガン、レーザーポインターの使用は禁止。
- ・ 花火、川遊びやつりは、大人といっしょにする。
- ・ 買い食いはやめる。また、おごりあつたり、むだづかいしたりしない。
- ・ 知らない人から物をもらったり、車に乗せてもらったりしない。
- ・ 会った人に気持ちのよいあいさつや返事をする。



保護者申し合わせ事項

布部小学校 PTA

- 第1学年から第3学年までは、自転車の技術的な未熟さを考えて、保護者の方の指導・監督のもとで、家の周りや車などが通らない広場などで練習を重ねてから自転車に乗ることを勧めます。
- 第4学年から第6学年までは、交通安全教室での「正しい自転車の乗り方教室」を参考にして、もう1度自分の自転車の乗り方を再確認し、練習してから乗るようにしましょう。道路では、自分勝手な乗り方を絶対にせず、急な坂道に乗る際や、道路を横断する際は降りて自転車をひくなど、安全な乗り方をしましょう。また、手信号や左側通行(トンネル内では決められたところ)、夜間の照明などを必ず守り、事故のないように乗りましょう。
- 国道432号線の下布部トンネルの布部側出口付近から、平野の「布部橋上ほ場竣工記念碑」までの、歩道があるところは自転車に乗ってもよいです。ただし、以下のことに気をつけましょう。
 - ・車道は走行しません。
 - ・下り坂はスピードを出しすぎないようにします。
 - ・並走(ならんで走行すること)はしません。
 - ・金原トンネル内は、ライトをつけます。
 - ・横断歩道がないところを横断するときは、自転車から降りて左右を確認し、自動車が来ないことを十分確かめてから横断します。(近くに横断歩道があるところは、横断歩道で渡ります)
 - ・工事などの作業区間は、停止して工事現場の方の指示に従って通行します。
- ゲーム機・ゲームソフト等、ものの売り買いはしないようにしましょう。
- ゲーム・ゲームソフト・カード等、ものの貸し借りはそのつどお家の人に相談しましょう。ただしその際は、記名を忘れないようにしましょう。

安来市の小学生のやくそく

安来市学校警察連絡協議会申し合わせ事項

- 交通のきまりを守って、安全にすごしましょう。(自転車に乗るときには必ずヘルメットをかぶりましょう。)
 - BB弾、エアガン、レーザーポインターなどの危険なおもちゃの使用は禁止されています。
 - 子どもだけで、ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックスには行きません。
 - インターネットの使いかたは、家の人とよく相談します。
- ※夜9時から朝7時までは、インターネット、ゲーム、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などは、見たり使ったりしません。

ヘルメットの着用について

道路交通法(平成20年6月1日施行)

児童または児童を保護する責任のある者は、児童または幼児を自転車に乗車させるときに、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。